

学生表彰規程

(平成 30 年 12 月 18 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 学生表彰規程

平成 30 年 12 月 18 日

大学規程第 24 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学学則第 24 条に規定する学生の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類及び対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長賞 河崎賞の受賞には至らなかったが、受賞者に準じた表彰が相応しいと認められる者
- (2) 卒業論文優秀賞 研究紀要への掲載が相応しいと認められる卒業論文を執筆した者
- (3) 銀杏賞 在学期間を通じて成長したと認められる者、又は学外での活動において顕著な成績を上げた者
- (4) その他学外から授与される賞 各賞の受賞に値すると認められた者

2 前項各号の表彰は、該当者がいない場合は行わない。

(表彰の方法)

第 3 条 第 2 条第 1 号から第 3 号の表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 表彰には、副賞を添えることができるものとする。

(表彰対象者の決定)

第 4 条 専攻長及び学生部長は、第 2 条第 1 項各号に該当する者を奨学金等選考委員会に推薦することができる。

2 学長は、奨学金等選考委員会の協議結果に基づき、表彰対象者を教授会に諮り、決定する。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰については、毎年、卒業時に行う。ただし、第 2 条第 1 項第 3 号の学外での活動において顕著な成績を上げた者に対する表彰については、該当する事案が生じた都度、行うことができる。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 18 日から施行する。